

# 指定居宅介護 指定重度訪問介護

## 指定同行援護 指定行動援護

● **添付書類（資料提出前に今一度ご確認ください）**

- (1) 運営規程
- (2) サービス利用契約書（ひな形）
- (3) 重要事項説明書（ひな形）
- (4) 事業所の平面図（市へ届出を行った直近のもの）
- (5) 位置図（自動車等で行くことができるもの）
- (6) 施設パンフレット（事業所の概要が分かるもの（ない場合は添付不要））
- (7) 報酬・加算に関する体制届  
（市へ届出を行った直近のもの）
- (8) 組織図（組織の構造、職員体制等が分かるもの）

● **記入上の注意**

- (1) 主眼事項の項目ごとに自主点検を行うとともに、当該事業所の前年度実績又は資料作成日現在等の状況を記入すること。
- (2) **薄黄色**に着色されたセルの入力に当たっては、下記の基準でプルダウンメニューから該当内容を選択してください。  
(A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない  
該当無し→該当する事象が無い、または対象外の項目)
- (3) 資料（別表を含む）の作成に当たっては、できるだけ両面印刷（長辺とじ）で作成してください。

事業所名 届出定員	人	事業所所在地 新潟市 TEL : FAX :	〒	—
事業主体		実地指導年月日	令和	年 月 日
事業主体代表者氏名		資料作成年月日	令和	年 月 日
施設長（管理者）氏名		事業開始年月日		年 月 日
本資料作成担当者氏名		事業認可・届出年月日		年 月 日
監査時 立会予定役員等 氏名		福祉サービス第三者評価又は IS09001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入	年 月 日	年 月 日
講評時 立会予定役員等 氏名				

- 本資料中の法令、告示等の略称は次のとおりである。

障害者総合支援法……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法施行規則……障害者総合支援法施行規則

障害者虐待防止法……障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

土砂災害防止法……土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

【条例】

施設条例……新潟市条例第81号 新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

事業条例……新潟市条例第80号 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【基準省令】

相談省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

計画省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

児相談省令……児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

省令第79号……社会福祉法人会計基準

【解釈通知】

施設解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

事業解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

相談解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

計画解釈……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

児相談解釈……児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

【報酬告示等】

平18厚労告523……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告124……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告125……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

平24厚労告126……児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

平18留意事項通知1031001……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

平24留意事項通知0330……児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

【通知等】

平18厚労告538……平成18年9月29日付け厚生労働省告示第538号「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」

健発第0222002号……平成17年2月22日付厚生労働省健康局長ほか4局長連名通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

福第1435号……平成17年12月16日付け福第1435号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について（通知）」

消防庁告示第9号……平成16年5月31日付け消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」

障発第1020001号……平成17年10月20日障発第1020001号厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」

障発第0130001号……平成19年1月30日障発第0130001号厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知「居宅介護従業者養成研修等について」

社援第1352号……平成12年6月7日社援第1352号厚生省社会・援護局長 他 通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

障第515号……平成18年8月28日付け障第515号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について」

障第1016号……平成24年9月11日付け障第1016号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

新障第769号……平成27年7月2日付け新障第769号新潟市障がい福祉課長通知「施設入所者（児）等の事故防止について（通知）」

障第855号……平成26年8月25日付け障第855号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

障障発0908第1号……平成27年9月8日付け障障発0908第1号厚労省社会援護局障害保健福祉課長通知「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」

障障発0330第1号……平成28年3月30日付け障障発0330第1号厚労省社会援護局障害保健福祉課長通知

「就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について」

社援発1002001号……平成18年10月2日社援発1002001号厚労省社会援護局長通知「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」

障発第1206002号……平成18年12月6日付け障発1206002号厚労省社会・援護局傷害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

衛食第85号別添……平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

衛食第201号……平成9年6月30日付け衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」  
社施第38号……昭和62年3月9日社施第38号社会局長・児童家庭局長通知「保護施設等における調理業務の委託について」  
社援基発0307001号……平成20年3月7日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」  
虐待防止の手引……平成30年6月11日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」の一部改訂について」  
平18福第1983号……平成18年3月31日福第1983号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて」  
障障発0310第1号……平成28年3月10日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「居宅介護（家事援助）の適切な実施について」

# 指定障がい福祉サービス事業等事前提出資料

## ■訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

(共通部分)					
項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
第1 運営に関する基準					
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>ア 支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用者の障害の特性に配慮し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者から同意を得ているか。</p> <p>イ 指定障害福祉サービス事業の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規程に基づき、当該利用者の障害の特性に配慮し、下記事項を記載した書面を交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護等の内容</li> <li>③ 当該指定障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>④ 指定障害福祉サービスの提供開始年月日</li> <li>⑤ 指定障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</li> </ul>	A・B・C		<p>事業条例第10条 事業解釈第三の3(1)</p> <p>事業条例第201条の17 事業解釈第十五の5(3)</p> <p>施設条例第11条 施設解釈第三の3(1)</p> <p>相談省令第5条 相談解釈第二の2(1)</p> <p>計画省令第5条 計画解釈第二の2(1)</p> <p>児相談省令第5条 児相談解釈第二の2(1)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）</p> <p>共同生活（外部）</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>
2 受給者証					
※回答項目 短期入所・共同生活援助 イ 上記以外 ア  相談系は回答不要	<p>ア 指定障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に契約支給量及び受給者証記載事項を記載しているか。</p> <p>イ 入所又は退所に際して、事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要事項を受給者証に記載しているか。</p>	A・B・C		<p>事業条例第11条 事業解釈第三の3(2)</p> <p>事業条例第54条 事業解釈第四の3(1)</p> <p>事業条例第104条 事業解釈第六の4(2)</p> <p>事業条例第198条の3 事業解釈第十五の3(2)</p> <p>施設条例第12条 施設解釈第三の3(2)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活</p> <p>療養介護</p> <p>短期入所</p> <p>共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p> <p>支援施設</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表 根拠法令	対象サービス
3 サービス提供の記録 ※回答項目 療養介護、共同生活、共同生活（日中） イウ 共同生活（外部） イエ 上記以外 アウ  ※計画相談、障害児相談は回答不要	ア 指定障害福祉サービス等を提供した際には、サービス提供の都度、提供日、提供したサービスの具体的な内容、実績時間数、その他利用者へ伝達すべき必要事項を記録しているか。  イ 指定療養介護等を提供した際は、当該指定療養介護等の提供日、提供したサービスの具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。  ウ 上記ア又はイの記録について、利用者の確認を得ているか。  エ 受託居宅介護サービス事業者が介護サービスを提供した場合、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	事業条例第20条 事業解釈第三の3(9) (生活訓練は事業解釈第九の3(1))  事業条例第55条 事業解釈四の3(2)  事業条例第201条の18 施設条例第21条 施設解釈第三の3(1)  相談省令第15条 相談解釈第二の2(9)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活  療養介護、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部） 共同生活（外部） 支援施設  地域移行、地域定着
4 利用者負担額等の受領 ※回答項目 ・訪問系 就労定着 自立生活 アイウサシ  ・療養介護 アイエサシ  ・生活介護 アイオサシ  ・短期入所 アイカサシ  ・機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労A型、就労B型 アイキサシ  ・宿泊型自立訓練 アイクサシ  ・共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部） アイケサシ  ・支援施設 アイコサシ  ・相談支援 計画相談支援 障害児相談支援 イウサシ	ア 指定障害福祉サービスを提供した場合は、利用者から利用者負担額の支払いを受けているか。  イ 法定代理受領を行わない場合、利用者負担額の他、指定障害福祉サービス費用等基準額の支払いを受けているか。  ウ 利用者の選定により、事業の実施地域以外の地域において、サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。  エ 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用の支払を受けているか。 ① 日用品費 ② 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの  オ 上記ア及びイの支払のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 創作的活動に係る材料費 ③ 日用品費 ④ 日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるもの  カ 上記ア及びイの支払のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 光熱水費 ③ 日用品費 ④ 日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるもの  キ 上記ア及びイの支払のほか、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、B型のいずれかにおいて提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 日用品費 ③ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	事業条例第22条 事業解釈第三の3(1)  事業条例第56条 事業解釈第四の3(3)  事業条例第84条 事業解釈第五の3(1)  事業条例第105条 事業解釈第六の4(3)  事業条例第146条 事業解釈第八の3(1)  事業条例第157条 事業解釈第九の3(2)  事業条例第198条の4 事業解釈第十五の3(3)  施設条例第23条 施設解釈第三の3(1)  相談省令第17条 相談解釈第二の2(1)  計画省令第12条 計画解釈第二の2(8)  児相談省令第12条 児相談解釈第二の2(8) 障発第1206002号	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活  療養介護 生活介護 短期入所 機能訓練、就労移行、就労A型、就労B型 生活訓練 共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部） 支援施設 地域移行、地域定着 計画相談 障害児相談

項目	主眼事項	自主点検欄	別表根拠法令	対象サービス
	ク 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 光熱水費 ③ 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けた建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 日用品費 ⑤ 上記のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	A・B・C		
	ケ 上記ア及びイの支払のほか、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。 ① 食材料費 ② 家賃 ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ 日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	A・B・C		
	コ 上記ア及びイの支払いのほか、指定障害者支援施設において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払いを受けているか。 ① 食事の提供に要する費用及び光熱水費 ② 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ③ 被服費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	A・B・C		
	サ 上記アからコの費用の支払を受けた場合は、利用者に対して領収書を交付しているか。	A・B・C		
	シ 上記ウからコのサービス内容及び費用について利用者に説明し、同意を得ているか。	A・B・C		

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
5 介護給付費、訓練等給付費等の額に掛かる通知等	<p>ア 法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費等の額を通知しているか。</p> <p>イ 法定代理受領を行わない指定居宅介護等の費用の支払いを受けたとき、サービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	A・B・C A・B・C		事業条例第24条 事業解釈第三の3(3)  事業条例第58条 事業解釈第四の3(5)  施設条例第25条 施設解釈第三の3(5)  相談省令第18条 相談解釈第二の2(2)  計画省令第14条 計画解釈第二の2(10)  児相談省令第14条 児相談解釈第二の2(10)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）  療養介護  支援施設  地域移行、地域定着  計画相談  障害児相談

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
6 運営規程	<p>ア 指定障がい福祉サービス事業者等は次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針        (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容        (3) 営業日及び営業時間        (4) 提供する施設障害福祉サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額        (5) 通常の事業の実施地域        (6) 緊急時等における対応方法        (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類        (8) 虐待の防止のための措置に関する事項        (9) 苦情解決に関する事項        (10) その他運営に関する重要事項        ※(8)「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」に準じた取扱いとし、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるよう、下記事項等の必要な措置を運営規程に定めているか。        ①虐待の防止に関する責任者の選定        ②成年後見制度の利用支援        ③苦情解決体制の整備        ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施        ⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること        ※(10)その他運営に関する重要事項について、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第2の3に規定する地域生活支援拠点等である場合は、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を運営規程に明記しているか。（※相談系除く）</p> <p>イ 療養介護、短期入所、外部サービス利用型指定共同生活援助又は共同生活援助もしくは日中サービス支援型指定共同生活援助については、上記ア(3)及び(5)除く)に加え、以下の重要事項を追加しているか。</p> <p>○利用（入居）定員        ○サービス利用（入居）に当たっての留意事項        ○非常災害対策        下記は外部サービス利用型指定共同生活援助のみ        ○受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称、所在地</p> <p>ウ 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型については、上記アに加え、以下の重要事項を追加しているか。</p> <p>○利用定員        ○サービス利用に当たっての留意事項        ○非常災害対策</p> <p>エ 就労継続支援A型については、上記ア及びウに加え、以下の重要事項を追加しているか。</p> <p>○指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p>	A・B・C		事業条例第32条 事業解釈第三の3(20)  事業条例第69条 事業解釈第四の3(16)  事業条例第184条の2 事業解釈第十一の3(9)  事業条例第91条 事業解釈第五の3(8)  事業条例第194条の10 事業解釈第十三の3(5)  事業条例第199条の3 事業解釈第十五の3(7) 事業条例第201条の19 事業解釈第十五の5(3) ③  施設条例第46条 施設解釈第三の3(35)  相談省令第27条 相談解釈第二の2(21)  計画省令第19条 計画解釈第二の2(15)  児相談省令第19条 児相談解釈第二の2(15)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護  療養介護  就労A型  生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労B型  就労定着、自立生活  共同生活、共同生活（日中）  共同生活（外部）  支援施設  地域移行、地域定着  計画相談  障害児相談

項目	主眼事項	自主点検欄	別表 根拠法令	対象サービス
	<p>オ 就労定着支援、自立生活援助、一般相談支援（地域移行支援又は地域定着支援）、計画相談支援、障害児相談支援については、上記ア ((6), (9)及び(10除く)) の重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>カ 障害者支援施設については、上記アに加え、以下の重要事項を追加しているか。  <input type="checkbox"/> 提供する施設障害福祉サービスの種類  <input type="checkbox"/> 提供する施設障害福祉サービスの種類毎の利用定員  <input type="checkbox"/> サービスの利用に当たっての留意事項  <input type="checkbox"/> 非常災害対策</p>	A・B・C		
		A・B・C		
7 勤務体制の確保等	ア 指定福祉サービス事業者等は、利用者に対して適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定事業所等ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	A・B・C	事業条例第34条 事業解釈第三の3(22)  事業条例第70条 事業解釈第四の3(17)  事業条例第200条 事業解釈第十五の3(8)  施設条例第47条 施設解釈第三の3(36)  相談省令第28条 相談解釈第二の2(22)  計画省令第20条 計画解釈第二の2(16)  児相談省令第20条 児相談解釈第二の2(16)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活
	イ 指定福祉サービス事業者等は、指定事業所ごとに、当該事業所等の従業者による指定障害福祉サービスを提供しているか。  ※一部の事業については、条件付で第三者への業務委託等を行うことを認めている。	A・B・C		療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型
	ウ 指定福祉サービス事業者等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	A・B・C		共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）
	エ 指定障害福祉サービス事業者等は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置（ハラスマメントに対する方針等を明確化し、従業者に周知・啓発すること。及び相談に対応する窓口を定め、従業者へ周知すること。）を講じているか。	A・B・C		支援施設
				地域移行、地域定着
				計画相談
				障害児相談

項目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表 根 拠 法 令	対象サービス																
8 業務継続計画	<p>ア 指定障害福祉サービス事業者等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※貴施設の業務継続計画に記載されている項目に○印を記入してください。</p> <p>○感染症に係る業務継続計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>記入欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</td><td></td></tr> <tr> <td>初動対応</td><td></td></tr> <tr> <td>感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>○災害に係る業務継続計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>記入欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</td><td></td></tr> <tr> <td>他施設及び地域との連携</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>イ 従業者に対し、必要な研修を定期的（年1回以上※入所施設については年2回以上）に実施するとともに新規採用時に研修を実施しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、必要な訓練を定期的（年1回以上※入所施設については年2回以上）に実施しているか。</p> <p>エ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	項目	記入欄	平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）		初動対応		感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）		項目	記入欄	平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）		緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）		他施設及び地域との連携		A・B・C	別表5-1  事業条例第34条の2 事業解釈第三の3(23)  施設条例第47条の2 施設解釈第三の3(37)  相談省令第28条の2 相談解釈第二の2(23)  計画省令第20条の2 計画解釈第二の2(17)  児相談省令第20条の2 児相談解釈第二の2(17)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)  支援施設  地域移行、地域定着  計画相談  障害児相談
項目	記入欄																			
平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）																				
初動対応																				
感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）																				
項目	記入欄																			
平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）																				
緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）																				
他施設及び地域との連携																				

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
9 衛生管理等 ※回答項目 ・訪問系 就労定着 自立生活 相談支援 計画相談支援 障害児相談支援 アウエ  ・上記以外の事業 イウエオ	<p>ア 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>イ 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように以下の必要な措置を講じているか。 ※食中毒に関する事項については、訪問系、就労定着、自立生活、相談系（以下「訪問・相談系等」という。）は除く</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（訪問・相談系等はおおむね6月に1回以上※左記以外についてはおおむね3月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ※平常時の対策及び発生時の対応に盛り込むべき事項 【平常時の対策】 指定障害福祉サービス等事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 【発生時の対応】 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療措置（施設のみ）、行政への報告等、発生時における指定障害福祉サービス等事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制</p> <p>③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（訪問・相談系等は年1回以上※左記以外については年2回以上）に実施するとともに新規採用時には必ず研修を実施しているか。</p> <p>④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（訪問・相談系等は年1回以上※左記以外については年2回以上）に実施しているか。</p> <p>ウ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>エ 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>オ 感染症又は食中毒が疑われる状況が発生した場合、下記の報告基準に該当する以前の段階でも、市へ速やかに一報を入れ、相談、助言又は指導を求めているか。 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者 又は重篤者が1週間に内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上 又は全利用者の半数以上発生した場合 ③ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>別表5-2</p> <p>別表3</p> <p>別表5-3</p>	<p>事業条例第35条 事業解釈第三の3(24)</p> <p>事業条例73条 事業解釈第四の3(20)</p> <p>事業条例92条 事業解釈第五の3(9)</p> <p>施設条例第50条 施設解釈第三の3(40)</p> <p>相談省令第30条 相談解釈第二の2(25)</p> <p>計画省令第22条 計画解釈第二の2(19)</p> <p>児相談省令第22条 児相談解釈第二の2(19)</p> <p>健発第0222002号 福第1435号</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活</p> <p>療養介護</p> <p>生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行支援、地域定着支援</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
10 掲示 ※必要項目 ・訪問系 療養介護 就労定着 自立生活 ア  ・支援施設 アイウ  ・相談支援 計画相談支援 障害児相談支援 アエ  ・その他 アイ	<p>事業所の見やすい場所に以下の事項を掲示しているか。又は、下記事項を記載した書面を障がい福祉サービス事業所等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるか。</p> <p>ア 運営規程の概要(少なくとも規程に定めるべき項目は盛り込むこと。要約可。) 従業者の勤務の体制 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項</p> <p>イ 協力医療機関 ウ 協力歯科医療機関</p> <p>エ 基本相談支援及び地域移行支援（計画相談支援、障害児相談支援）の実施状況 指定地域移行支援従事者（相談支援専門員）の有する資格 経験年数</p>	A・B・C		<p>事業条例第36条 事業解釈第三の3(25)</p> <p>事業条例第74条 事業解釈第四の3(21)</p> <p>事業条例第94条 事業解釈第五の3(1)</p> <p>施設条例第52条 施設解釈第三の3(42)</p> <p>相談省令第31条 相談解釈第二の2(26)</p> <p>計画省令第23条 計画解釈第二の2(20)</p> <p>児相談省令第23条 児相談解釈第二の2(20)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、就労定着、自立生活</p> <p>療養介護</p> <p>生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表 根拠法令	対象サービス
11 身体拘束等の禁止 ※相談系、就労定着、 自立生活は回答不要	<p>ア 利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>イ やむを得ず身体拘束等を実施するときは、組織として決定し、個別支援計画に拘束態様、時間、理由を記載しているか。</p> <p>ウ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族への説明を行うとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しているか。</p> <p>エ 身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録しているか。 (身体拘束の具体的な内容)            ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。            ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。            ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。            ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。            ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。            ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>オ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 (「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき事項)  <input type="radio"/> 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  <input type="radio"/> 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  <input type="radio"/> 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  <input type="radio"/> 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  <input type="radio"/> 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  <input type="radio"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  <input type="radio"/> その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施するとともに新規採用時には必ず研修を実施しているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	別表5-4 事業条例第36条の2 事業解釈第三の3(26)  施設条例第53条 施設解釈第三の3(43) 虐待防止の手引き	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)  支援施設

項目	主眼事項	自主点検欄	別表 根拠法令	対象サービス
12 秘密保持等	<p>ア 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>イ 事業所又は施設は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p> <p>ウ 他の事業者又は施設に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C	事業条例第37条 事業解釈第三の3(27)  施設条例第54条 施設解釈第三の3(44)  相談省令第32条 相談解釈第二の2(27)  計画省令第24条 計画解釈第二の2(21) 児相談省令第24条 児相談解釈第二の2(21)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）  支援施設  地域移行、地域定着  計画相談  障害児相談
13 苦情解決	<p>苦情受付及び解決の取り組みについて</p> <p>ア 苦情解決の仕組みを設けているか。 (苦情解決の仕組み) ① 苦情受付担当者（窓口職員等） ② 苦情解決責任者（施設長等） ③ 第三者委員（福祉関係者、有識者、法人監事、法人評議員等）</p> <p>イ 苦情解決の要領（マニュアル）を定めているか。</p> <p>ウ 苦情解決の仕組みを利用者に知らせているか。 (周知の方方法例) ① 事業所窓口への掲示 ② 広報誌への掲載 ③ 利用契約締結時の説明と書面交付</p> <p>エ 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>オ 公表可能な解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	別表5-5  事業条例第40条 事業解釈第三の3(29)  施設条例第57条 施設解釈第三の3(46)  相談省令第35条 相談解釈第二の2(29)  計画省令第27条 計画解釈第二の2(23) 児相談省令第27条 児相談解釈第二の2(23) 社援第1352号	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）  支援施設  地域移行、地域定着  計画相談  障害児相談

項目	主眼事項	自主点検欄	別表 根拠法令	対象サービス
14 事故発生時等の対応	ア 事故防止マニュアルの作成、事故防止を目的とした職員研修を実施しているか。	A・B・C	別表5-6 事業条例第41条 事業解釈第三の3(30)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）
	イ 利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	A・B・C	施設条例第59条 施設解釈第三の3(48) 相談省令第36条 相談解釈第二の2(30)	支援施設 地域移行、地域定着
	ウ 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。	A・B・C	計画省令第28条 計画解釈第二の2(24) 児相談省令第28条 児相談解釈第二の2(24) 障第515号、障第1016号、新障第769号、障第855号	計画相談 障害児相談 全て
	エ 利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	A・B・C	事業条例第66条 事業解釈第四の3(13) 施設条例第41条 施設解釈第三の2(31) 相談省令第44条 相談解釈第三の2(4) 事業条例第29条 事業解釈第三の3(17)	療養介護 支援施設 地域定着 上記以外
	オ サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合など、速やかに医療機関（療養介護は他の医療機関）に連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	A・B・C		

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
15 従業者等による障害者虐待	<p>ア 従事者は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置及び経済的虐待等の「障害者福祉施設従業者等による障害者虐待」を行っていないか。</p> <p>イ 虐待を防止するため、従業者の人権意識と知識・技術の向上、苦情解決制度の活用、サービス評価などの利用、成年後見制度の活用等に取り組んでいるか。</p> <p>ウ 従業者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しているか。</p> <p>エ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（少なくとも1年に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに新規採用時には必ず研修を実施しているか。</p> <p>③ 上記①・②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C  A・B・C A・B・C A・B・C	別表5-7	障害者虐待防止法第三章 虐待防止の手引き 障害第1020001号  事業条例第41条の2 事業解釈第三の3(31)  施設条例第59条の2 施設解釈第三の3(49) 相談省令第36条の2 相談解釈第二の2(31) 計画省令第28条の2 計画解釈第二の2(25) 児相談省令第28条の2 児相談解釈第二の2(25)	全て  居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、就労定着、自立生活、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)  支援施設  地域移行、地域定着  計画相談  障害児相談
16 会計の区分  ※療養介護は回答不要	当該指定障害福祉サービスの事業会計と、その他の事業会計を区分しているか。	A・B・C		施設条例第60条 施設解釈第三の3(50)  相談省令第37条 相談解釈第二の2(32)  計画省令第29条 計画解釈第二の2(26) 児相談省令第29条 児相談解釈第二の2(26) 事業条例第42条 事業解釈第三の3(32)	支援施設  地域移行、地域定着  計画相談  障害児相談  上記以外

項目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令	対象サービス
17 記録の整備	<p>利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>(計画相談支援、障害児相談支援については特に)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用計画及び利用計画案</li> <li>・アセスメントの記録</li> <li>・サービス担当者会議等の記録</li> <li>・モニタリングの記録</li> </ul>	A・B・C		<p>事業条例第43条 事業解釈第三の3(32)</p> <p>事業条例第77条 事業解釈第四の3(23)</p> <p>事業条例第158条 事業解釈第九の3(4)</p> <p>事業条例第194条の11 事業解釈第十三の3(6)</p> <p>施設条例第61条 施設解釈第三の3(56)</p> <p>相談省令第38条 相談解釈第二の2(33)</p> <p>計画省令第30条 計画解釈第二の2(27)</p> <p>児相談省令第30条 児相談解釈第二の2(27)</p>	<p>居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護、短期入所</p> <p>療養介護、生活介護、機能訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)</p> <p>生活訓練</p> <p>就労定着、自立生活</p> <p>支援施設</p> <p>地域移行、地域定着</p> <p>計画相談</p> <p>障害児相談</p>

項目	主眼事項	自主点検欄	別表 根拠法令	対象サービス
18 定員の遵守 ※回答項目 ・生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型 ア  ・療養介護、生活訓練（宿泊型）イ  ・短期入所ウ  ・支援施設工 日中サービスを実施している場合はア 短期入所を実施している場合はウ  ・共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）オ  ・共生型事業カ  ※訪問・相談系、就労定着、自立生活は回答不要  ※アからオは、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでは無い。	<p>ア 指定障がい福祉サービス事業者は、利用定員を超えてサービス提供を行っていないか。            (1) 1日当たりの利用者の数            ① 利用定員50人以下の事業所の場合                利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。            ② 利用定員51人以上の事業所                1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に75を加えて得た数以下となっていること。            (2) 過去3月間の利用者の数                過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。                定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 療養介護事業者は、利用定員を超えてサービス提供を行っていないか。            (1) 1日当たりの利用者の数            ① 利用定員50人以下の事業所の場合                利用定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。            ② 利用定員51人以上の事業所                1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に55を加えて得た数以下となっていること。            (2) 過去3月間の利用者の数                過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>ウ 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。            (1) 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数            (2) 空床利用型事業所 当該施設の利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数            (3) 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>エ 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。            (1) 1日当たりの利用者の数            ① 利用定員50人以下の指定障害者支援施設の場合                1日当たりの利用者の数に110%を乗じて得た数以下となっていること。            ② 利用定員51人以上の指定障害者支援施設の場合                1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。            (2) 過去3月間の利用者の数                過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>オ 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。</p>	A・B・C	事業条例第71条 事業解釈第五の3⑫⑬  事業条例第71条 事業解釈第四の3⑯  事業条例第109条 事業解釈第六の4(7)  施設条例第48条 施設解釈第三の3(38)  事業条例第200条の3 事業解釈第十五の3⑩	生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型  療養介護  短期入所  支援施設  共同生活、共同生活（日中）、共同生活（外部）

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
カ 共生型事業の場合（共生型生活介護、自立訓練（機能・生活））	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人））以下としているか。	A・B・C		事業条例第95条の4 事業解釈第五の4(1)	共生型生活介護
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲になっているか。	A・B・C		事業条例第149条の3 事業解釈第八の4(1)	共生型自立訓練（機能訓練）
				事業条例第159条の3 事業解釈第九の4(1)	共生型自立訓練（生活訓練）

項目	主眼事項	自主点検欄	別表根拠法令	対象サービス				
19 非常災害対策 ※訪問・相談系、就労定着、自立生活は回答不要	<p>ア 防災設備等の整備・点検について</p> <p>(1) 消防法その他法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。</p> <p>(2) 専門業者による定期的な点検を行っているか。</p> <p>※点検対象 消防法施行令別表第1(六)に記載の防火対象物 支援施設、短期入所、共同生活、共同生活(外部)、 生活介護、自立訓練、就労移行、就労A型、就労B型</p> <p>点検時期等 機器点検(外観確認及び簡易な操作確認)…6月 総合点検(全設備の動作点検、機能確認)…1年</p> <p>結果報告 管轄する消防署へ提出…1年に1回</p> <p>イ 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)を立てているか。また、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害等想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的な計画を立てているか。 また、当該計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は消防法第8条に基づき定められる者に行わせているか。</p> <p>ウ 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当するか。</p> <p>※要配慮者利用施設に該当するか否か不明な施設については、各市町村防災担当課へ確認の上、回答してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内</td> <td>該当・非該当</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内</td> <td>該当・非該当</td> </tr> </table> <p>(エ～カは要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)</p> <p>エ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画を作成しているか。</p> <p>オ 作成した計画は市町村担当部局へ報告しているか。</p> <p>カ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。</p> <p>キ 非常災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知しているか。</p> <p>ク 日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力を得られるような体制作りを行っているか。</p> <p>ケ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>コ 夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施しているか。 ※支援施設のみ回答。</p>	(1) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内	該当・非該当	(2) 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内	該当・非該当	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C 該当・非該当 該当・非該当 A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	事業条例第72条 事業解釈第四の3(9)  施設条例第49条 施設解釈第三の3(39)  消防法第8条、第17条の3の3  消防法施行令第6条、第7条、第10条、第12条、第21条、第23条  消防法施行規則第3条、第31条の6  消防庁告示第9号  水防法第15条の3  土砂災害防止法第8条の2	療養介護、生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行、就労A型、就労B型、共同生活、共同生活(日中)、共同生活(外部)  支援施設
(1) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内	該当・非該当							
(2) 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内	該当・非該当							

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
20 給付費等の算定及び取扱い	<p>ア 給付費等は、報酬告示及び留意事項通知に基づき、適切に算定しているか。</p> <p>イ サービス費の算定に当たって、厚生労働大臣が定める基準に該当する減算事項が認められた場合は、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>ウ 各種加算の算定に当たり、報酬告示及び留意事項通知に支援内容の記録を求められているものは、適切に記録しているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C	別表4 別表6	(下記以外) 平18厚労告523 平18留意事項通知 1031001 (指定相談支援) 平24厚労告124 平18留意事項通知 1031001 (計画相談支援) 平24厚労告125 平18留意事項通知 1031001 (障害児相談支援) 平24厚労告126 平24留意事項通知0330	全て
21 利用者預り金の取扱い状況  ※利用者の金品（通帳、印鑑、現金等）を事業者が預かり管理している場合は回答	<p>利用者預り金について</p> <p>ア 入所者等と施設との間で契約（合意）を書面により取り交わしているか。</p> <p>イ 預り金に係る個人別出納台帳を作成しているか。</p> <p>ウ 通帳は個人別となっているか。</p> <p>エ 通帳及び印鑑管理について</p> <p>① 通帳と印鑑の管理者を分けているか。</p> <p>② 通帳と印鑑は各々別の場所で鍵のかかる保管庫等に保管されているか。</p> <p>オ 施設長等の管理責任者による例月点検を実施しているか。また、その記録を残しているか。</p> <p>カ 親族等への収支報告等</p> <p>① 親族等への収支報告を四半期に1回以上行っているか。また、その記録を残しているか。</p> <p>② 親族等への収支報告を行った際には、親族等からその内容を確認した旨の書類を徴しているか。</p> <p>キ 金銭の授受にあたっては受領書の受け渡しを行っているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	別表5-8	平18福第1983号	全て
第2 前回実地指導指摘事項の改善状況	前回の実地指導で改善状況報告書の提出を要する指摘又は改善状況報告書の提出を要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A・B・C	別表7		

指定障がい福祉サービス事業等事前提出資料

(個別部分) 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令	対象サービス
第3 人員に関する基準					
1 従業者の員数	<p>ア 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>イ 同行援護のサービス提供者にあっては、以下のいずれかに該当する者が従事しているか。            ① 同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者。            ② 居宅介護従事者の要件を満たし、1年以上の視覚障害者に対する直接処遇の実務経験を有する者            ③ 国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者            ④ 基礎研修課程修了者等            ⑤ 基礎研修課程修了者等であって、1年以上の視覚障害者に対する直接支援の実務経験を有する者（身体介護を伴う場合報酬は30%、身体介護を伴わない場合は10%の減算となる。）</p> <p>ウ 行動援護のサービス提供者にあっては、以下のいずれかに該当する者が従事しているか。            ① 行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者で、1年以上の知的・精神障害者に対する直接処遇の実務経験を有する者            ② 介護福祉士・1級ヘルパー・2級ヘルパー又は介護職員初任者研修の修了者であって、2年以上の知的・精神障害者に対する直接処遇の実務経験を有する者（R6.3.31までの間）</p>	A・B・C	別表1 別表2	事業条例第6条 事業解釈第三1(1)  障発第0130001号 平18厚劳告538号	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護
2 サービス提供責任者	<p>ア 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。）</p> <p>イ サービス提供責任者の配置基準は、以下のいずれかに該当する員数を置いているか。            ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が、概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。（重度訪問介護においては、サービス提供時間1000時間）            ② 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。（重度訪問介護においては、従業員の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上）            ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。（重度訪問介護においては、利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上）（介護利用者数も含む）</p>	A・B・C		事業条例第6条 事業解釈第三1(2)	居宅介護
				事業条例第6条 事業解釈第三1(5)	重度訪問
				事業条例第6条 事業解釈第三1(6)	同行援護
				事業条例第6条 事業解釈第三1(7)	行動援護

項目	主眼事項	自主点検欄	別表根拠法令	対象サービス
	<p>ウ サービス提供責任者は、以下のいずれかに該当する従業者から選任しているか。</p> <p>① 介護福祉士 ② 実務者研修を修了した者 ③ 介護職員基礎研修を修了した者 ④ 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者 ⑤ 居宅介護職員初任者研修を終了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者</p> <p>なお、介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、上記①から④と同様に取り扱って差し支えない。</p> <p>※⑤に該当する従業者をサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合、平成30年4月以降、報酬の10%を減算する。</p> <p>エ 指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、上記ウに該当する従業者を確保できないなど、やむを得ない事情があると認められる場合は、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任しているか。</p> <p>オ 指定同行援護事業所のサービス提供責任者については、解釈通知第三1(6)②に示す要件に該当する者を選任しているか。</p> <p>カ 指定行動援護事業所のサービス提供責任者については、解釈通知第三1(7)②に示す要件に該当する者を選任しているか。</p>	A・B・C		
3 管理者	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）	A・B・C	事業条例第7条 事業解釈第三1(3)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護
4 人員の特例要件	<p>ア 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を行う場合の要件</p> <p>① 従業者（ホームヘルパー） 当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。</p> <p>② サービス提供責任者 当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。</p> <p>③ 管理者 当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の管理者の業務を兼務することは差し支えない。</p> <p>イ 介護保険法による指定訪問介護事業者が、指定居宅介護等の事業を行う場合は、当該介護保険上の指定を受けていることをもって基準を満たしているものと判断して差し支えないが、当該指定基準は満たしているか。</p> <p>ウ 移動支援事業との兼務について サービス提供責任者は、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとしているが、当該指定基準は満たしているか。</p>	A・B・C  A・B・C  A・B・C	事業解釈第三1(8)	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護

項目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表 根 拠 法 令	対象サービス
第4 運営に関する基準 居宅介護計画等の作成  オは居宅介護のみ	<p>ア サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、具体的なサービス内容を記載した居宅介護計画等を作成しているか。</p> <p>イ サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、これを交付しているか。</p> <p>ウ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。</p> <p>エ サービス提供責任者は、居宅介護計画の変更を行う際もア及びイに準じて取り扱っているか。</p> <p>オ 1回あたり概ね1時間以上の居宅介護（家事援助）を利用している利用者がいる場合は、特定相談支援事業者が行うサービス担当者会議等において、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めているか。</p>	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C	事業条例第27条 事業解釈第三の2(6)  障障発0310第1号	居宅介護、重度訪問、同行援護、行動援護  居宅介護

【別表1】

## ○ 職員の状況

(資料作成日現在)

職種	氏名	業務に必要な資格 (研修の受講) 等		経験年数(当年度4月1日現在)			常勤・ 非常勤 の別	専従・ 兼務 の別	兼務先事業所 (職名)	直近月の勤務状況 (平成 年 月分)			備考	
				現事業所経験		他の社会 福祉事業 の 経験年数				合計	当該 事業所	兼務先 事業所		
		名称	取得(修了) 年月日	就任(就職) 年月日	勤務 年数	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
※記載例 生活支援員	〇〇 〇〇	社会福祉士	H22.5.1	R2.4.1	2	年	5	(常勤) 非常勤	専従 兼務	就労B・△△作業所 (生活支援員)	160	80	80	
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
					年	年	年	常勤 非常勤	専従 兼務	時間	時間	時間		
合計	名													

(注) 1 事業所職員全員について記入すること(非常勤職員、登録ヘルパー等サービス提供している者全員について記入すること)。

2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみ記入すること。

3 「業務に関連する資格等」は、指定基準(人員基準)上必要とされる資格の取得(研修の受講)状況等について記入すること。

4 「経験年数」の「現事業所経験」は、現事業形態の指定を受け、当該事業の職員として就任(就職)した日からの年数を記入すること。(月・日単位の端数は切り捨てて記入。)

5 「直近月の勤務状況」は、本資料作成日の直前月の勤務状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月の状況で可。)

6 「直近月の勤務状況」について、事務員・調理員等、指定基準に定める以外の職員で、兼務の状況を書きにくい場合は合計時間の記入のみで可。

## 【別表2】

## ○直近月の勤務時間表(既存資料による代用も可。ただし指定事業ごとの勤務状況が分かるものであること。)

(注) 1 本資料作成日の直近月の勤務状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月の状況で可。)

2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみ記入すること。

3 「※1か月のサービス提供時間」は、指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護の各事業者のみ記入すること。

4 「1週間に勤務すべき所定の勤務時間」は、直近月の実績にかかわらず、所定の勤務時間数を記入すること。（例：1日8時間×週5日勤務=40時間）

【別表3】

## 研修状況及び研修内容

(前年度実績)

研修名	研修年月日	職名	研修人員	研修内容
(例) 虐待防止研修	R1.9.1	介護職員等	20人	全社協主催○○○研修会の復命研修会
感染症等の業務継続に係る研修（注1）・新規採用時				
感染症等の業務継続に係る研修（注1）・1回目（※開催必須）				
感染症等の業務継続に係る研修（注1）・2回目（※入所施設のみ開催必須）				
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修・新規採用時（※訪問・相談系等以外開催必須）				
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修・1回目（※開催必須）				
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修・2回目（※訪問・相談系等以外開催必須）				
身体拘束適正化のための研修・新規採用時（※開催必須）				
身体拘束適正化のための研修・1回目（※開催必須）				
虐待防止のための研修・新規採用時（※開催必須）				
虐待防止のための研修・1回目（※開催必須）				
上記以外の研修を実施している場合は、下記に記載すること。（注2）				

(注1) 感染症等の業務継続に係る研修は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修と一体的に実施することは差し支えない。

(注2) 外部研修への参加についても記載すること。なお、別紙として研修実施一覧表等を添付しても差し支えない。

【別表4】

## 利用料等の状況

## (1) 介護給付費・訓練等給付費及び地域相談支援給付費（加算のみ）の請求状況

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数（件）											
		令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	
請求件数：計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 本資料作成日の過去1年間の請求実績（サービス種別、加算名称及び請求件数）について下記の記入例を参考に記入すること。

(請求事務等の都合により前月分を書きにくい場合は、前々月から1年間の状況で可。)

なお、過去1年間に実績がない場合は空欄とすること。)

- 2 「請求件数」について、一月に一人の利用者に対して同一の指定サービスを（「居宅介護」のみなど）複数回提供しそれに伴い加算（初回加算のみなど）要件を満たすサービスを複数回提供しても1件とカウントすること。（延べ件数ではない。）ただし、一月に異なる指定サービス（「居宅介護」と「行動援護」の併用など）の提供にあわせ各種加算要件を満たすサービスをそれぞれ提供した場合は、それぞれ1件とカウントすること。

(記入例) 令和4年8月に実地指導を受検する場合

※資料作成日現在、7月分の請求をしていない場合は、6月までの1年間分（令和3年7月～令和4年6月）を記載する。

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数(件)											
		令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月
生活介護	欠席時対応加算		1	1	1	1	1		2		1		1
	食事提供体制加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	送迎加算								2	2	2	2	2
施設入所支援	入院・外泊時加算		2			1		2	2	2	1	1	1
請求件数：計		1	4	2	2	3	2	3	7	5	5	4	5

(2) 障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほかに利用者から支払いを受ける費用の状況

	費用の名称
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

- (注) 1 本資料作成日現在の状況を記入すること。  
 なお、現在支払いを受けておらず実績がない場合は「該当無し」とすること。  
 2 介護給付費・訓練等給付費によって賄われるもの以外で利用者から支払いを受ける費用について、  
 その名称（例：食材料費、日用品費など）を記入すること。  
 3 費用が6種類以上ある場合は、代表的なもの上位6つを記入すること。

【別表5】

第5－1 業務継続計画（以下「計画」という。）の策定状況 (前年度実績)

計画の有無			有・無	
感染症に関する訓練（注）	1回目	月	2回目	月
災害に関する訓練	1回目	月	2回目	月

（注）感染症に関する訓練については、「第5－3 感染症の予防及びまん延防止のための訓練」と一体的に実施することも差し支えない。

第5－2 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の実施状況 (前年度実績)

実施年月日	委員会開催内容

（注）記入しきれない場合は別紙とすること。年間の通じた上記委員会の実施状況がわかる資料を添付することも可とします。

第5－3 感染症の予防及びまん延防止のための訓練実施状況 (前年度実績)

感染症に関する訓練	1回目	月	2回目	月
-----------	-----	---	-----	---

第5－4 身体拘束の状況 (資料作成日現在)

身体拘束の方法	件数	身体拘束の必要な理由	記録の有無	家族等の確認の有無

（注）記入しきれない場合は別紙とすること。

第5－5 苦情解決の仕組み等の状況

(1) 苦情解決の仕組み

(資料作成日現在)

	設置の有無	職・氏名 等	
苦情受付担当者	有・無	職	氏名
苦情解決責任者	有・無	職	氏名
第三者委員	有・無	役職 (法人評議員・民生委員等)	氏名
苦情解決のための要領（マニュアル）の整備			有・無

(2) 苦情解決仕組みの周知方法

(資料作成日現在)

窓口等への掲示	有・無	会報等への掲載	有・無	契約締結時の説明	有・無
その他 (具体的に)					

(3) 苦情解決結果の公表方法

(資料作成日現在)

事業報告書への掲載	有・無	会報等への掲載	有・無
その他 (具体的に)			

第5－6 事故等の発生状況

(前年度分)

発生年月日	事故等の内容・原因	記録等の有無	
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無

- (注) 1 人身事故、財物事故を伴わない無断外出は除く。  
 2 「事故等の内容・原因」は簡潔に記入すること。  
 3 記載しきれない場合は別紙とすること。

第5－7 虐待防止に向けた取組の状況

(前年度実績)

・どのような体制（例：責任者や委員会の設置等）を整備しているか。
・どのような取組（例：研修の実施、マニュアル整備、掲示等）を行っているか。

第5－8 利用者預り金の状況

(直近月末の状況)

預り金の有無	入所者数	預り人数
有・無	人	人
通帳管理保管責任者 職・氏名		通帳保管場所
印鑑管理保管責任者 職・氏名		印鑑保管場所

- ①管理の方法及び利用者または親族等への手交方法等  
 ②現金を保管する場合の保管方法等

- (注) 1 利用者の所持金を管理している場合についてすべてを記入すること。  
 2 「管理の方法及び利用者又は親族等への手交方法等」  
 及び「現金を保管する場合の保管方法等」は簡潔に記入すること。

【別表6】

○ 介護給付費・訓練等給付費及び地域相談支援給付費請求先市町村の状況

直近月に介護給付費・訓練等給付費及び地域相談支援給付費を請求した市町村に○印を付けてください。

20市						10町村					
1 新潟市		9 見附市		17 佐渡市		北蒲原郡		三島郡		刈羽郡	
2 長岡市		10 村上市		18 魚沼市		21 聖籠町		25 出雲崎町		28 刈羽村	
3 三条市		11 燕市		19 南魚沼市		西蒲原郡		南魚沼郡		岩船郡	
4 柏崎市		12 糸魚川市		20 胎内市		22 弥彦村		26 湯沢町		29 関川村	
5 新発田市		13 妙高市				南蒲原郡		中魚沼郡		30 栗島浦村	
6 小千谷市		14 五泉市				23 田上町		27 津南町			
7 加茂市		15 上越市				東蒲原郡					
8 十日町市		16 阿賀野市				24 阿賀町					

市町村数計	0
-------	---

【別表7】

○ 前回実地指導の指摘事項の改善状況

区分	指 摘 事 項	改 善 状 況
施設運営管理に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
利用者処遇の確保に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
組織運営・人事管理等に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	

(注) 記入しきれない場合は別紙とすること。